

議案第26号

葛飾区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

( 提案理由 )

公共溝渠使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

葛飾区公共溝渠管理条例（昭和28年葛飾区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の表月額欄を次のように改める。

月額
738円
738円
202円

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の第9条の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた使用及び施行日前に許可を受けた使用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る使用について適用する。